

新市自 15・6・1
平成26年12月19日

新城市市民自治会議
会長 鈴木 誠 様

新城市長 穂 積 亮 次

市政に係る重要事項の確認について（諮問）

このことについて、新城市住民投票条例（平成25年新城市条例第40号）に基づき、平成26年12月9日付けで住民投票実施請求書が提出されましたので、新城市住民投票条例施行規則（平成26年新城市規則第7号）第3条第2項の規定に従い、下記の事項について市民自治会議の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

請求事項が新城市住民投票条例第2条第1項に規定する市政に係る重要事項であることを確認することについて